

## 議案第 5 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 8 月 27 日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の廃止に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中経費の支弁の方法に関する規定を改めるため、同規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1及び2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、千葉県知事に届出の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2備考1及び2の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。